

第4章 財政指標等

1. 財政指標

ここでは地方自治体の財政状況を把握するための、色々な財政指標を解説します。

(1) 財政力指数

Q：よく耳にする財政力指数とは

A：交付団体か不交付団体かを定める指数で、財政力指数が1以上であれば不交付団体で、地方自治体の財源を補填する普通地方交付税が交付されなくなります。ただ、公表されている財政力指数は過去3年間の平均値で、交付団体か不交付団体かを定める指数は「単年度財政力指数」なので注意が必要です。

ここでは「単年度財政力指数」の説明をします。

Q：どのように計算するの

A：財政力指数を計算する場合には、「基準財政収入額」と「基準財政需要額」の二つの数値を使用します。

財政力指数は次の式で計算されます。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

①基準財政収入額

地方税（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税）、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金の収入見込額の75%、及び地方譲与税、交通安全対策特別交付金の収入見込額の合計額です。

地方税等を75%としているのは、75%は自治体の維持に充てられ、残り25%を留保財源として、投資的事業に自由に使える財源としています。

②基準財政需要額

地方自治体が妥当な水準で行政を行い、または施設の維持に必要な需要額を一定基準で算出した金額です。

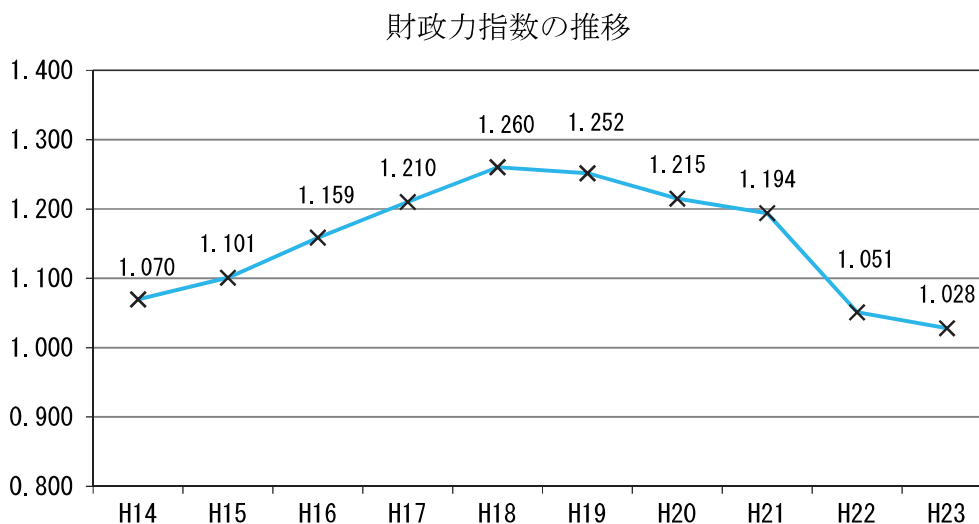
算定にあたっては、まず自治体の面積、人口、児童数、道路の面積・距離などの各算定項目毎に単位費用を乗じ、更に合算された金額に補正係数を乗じます。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{算定項目} \times \text{補正係数}$$

補正係数は年度毎に政府により決定されるので、その時の政府の政策によって変わってきます。

財政力指数が1未満の場合は、自治体の税収だけでは標準的な行政を運営できないとして、普通交付税が交付されます。

Q：三芳町の財政力指数の推移は



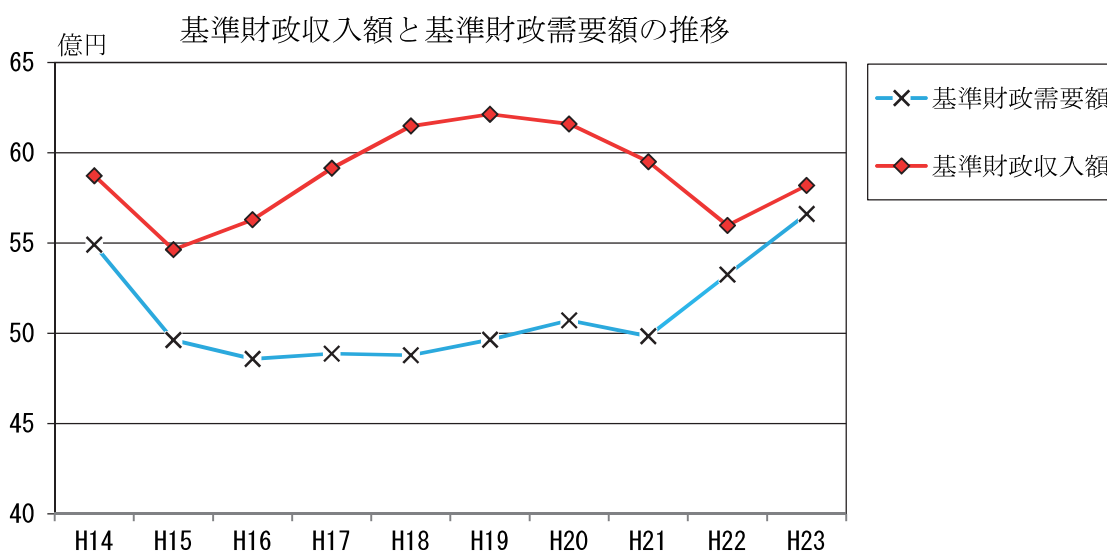
A：三芳町の財政力指数は平成18年度をピークに減少しています。

特に平成22年度の落ち込みはリーマンショックの影響ですが、今後の日本経済の回復が見込まれないと、更に厳しい状況になります。

財政力指数は毎年7月頃に発表されますが、平成24年度の財政力指数は1.019です。

Q：財政力指数が悪化したのは、税収が落ちたことが原因なの

A：税収の減収も原因だけれど、それだけではないので財政力指数を決める要素、「基準財政収入額」と「基準財政需要額」の推移を見てみましょう。



Q：「基準財政収入額」と「基準財政需要額」が変動している要因は

A：「基準財政収入額」が平成20年度から22年度にかけて落ちているのは、リーマンショックの影響です。

「基準財政需要額」は人口が増えたりすると増加しますが、三芳町ではそれほど変動する要因はありません。

「基準財政需要額」が変動する大きな要因は、その時の政府の方針で「基準財政需要額」を算出する補正係数が変更される事です。

平成15年度に「基準財政需要額」が大きく落ちたのは、当時の政権の政策であった三位一体の改革で、交付税を抑制するために係数の変更がありました。また平成22年度から「基準財政需要額」が増加したのは、政権交代により地方交付税を増額する目的で、係数の変更がありました。

(2) 経常収支比率

① 経常一般財源

町の歳入では地方税など毎年決まって入ってくる「経常財源」と、臨時的に入る「臨時財源」があります。また、使い道が決まっている「特定財源」と使い道が決まっていない「一般財源」があります。

「経常財源」の内、使い道が決まっていない財源を「経常一般財源」といいます。

② 経常経費

歳出では、人件費、扶助費や公債費など毎年度固定的に支出される経費があり、このような歳出を「経常経費」と言います。このほか物件費、補助費、維持補修費、繰出金にも経常経費部分があります。

経常収支比率は、「経常一般財源」と「経常経費に使われた経常一般財源」の額から算出されます。算出式は下記になります。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に使われた経常一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

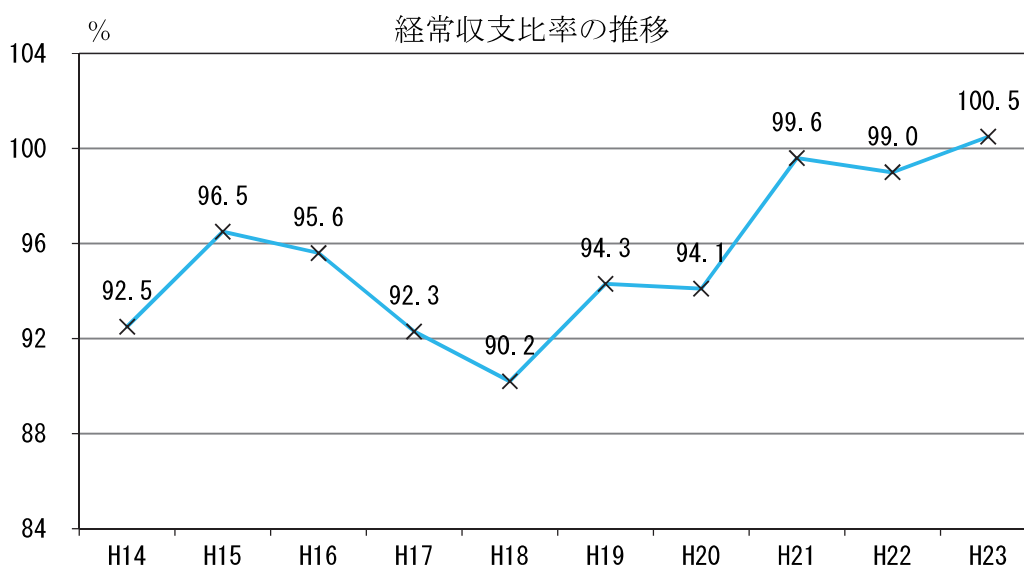
従って経常収支比率は、地方自治体の運営にどうしても必要な歳出に、経常一般財源がどの程度充当されているかを示す数字です。

この経常収支比率が高い場合は自由に使える財源が少ない、言い換えれば投資的事業に回せる財源が少ない事になります。

注) 経常収支比率の算出式で、交付団体の場合は分母に臨時財政対策債(借金)をプラスし、経常一般財源と見なします。交付団体では臨時財政対策債の返済分を国から普通交付税として補填されるため、臨時財政対策債も収入とみることが出来るためです。

不交付団体の場合は、臨時財政対策債の返済への補填はありませんから、臨時財政対策債を一般財源と見なさない方が正確な状況が把握できます。

③三芳町の経常収支比率の推移



年度によって変動はありますが、増加の傾向にあります。平成21年度から急激に悪化したことは、リーマンショックの影響で経常一般財源が減少したことが要因と考えられます。

また、高齢化による税収減や扶助費の増大が、経常収支比率を高くしています。更に平成23年度で100%を超えたことは、経常経費を一般経常財源ではまかなうことが出来ず、借金（臨時財政対策債）あるいは預金（財政調整基金）の取り崩しによって三芳町の財政が成り立っていることを示しています。

この様な状態が続けば財政は危機的状況になり、経費の削減を早急に行わない限り投資的事業が一切出来なくなります。

家庭にたとえると、食費、光熱費や最低限の被服費など家庭を維持する支出も収入だけでは維持できず、借金をしたり貯金を取り崩すこととなります。

もちろん外食や旅行、娯楽費などに充てられるお金はありません。

なお企業の場合の経常収支比率は収益を支出で割った値ですから、経常収支比率が高い方が優良な企業になります。

(3) 公債費負担比率

公債費は、過去に借り入れた町債の元金と利息分の返済ですから公債費が多いほど、その年に自由に使える財源が減ることになります。

この公債費が財政にどの程度の影響を与えているかを判断する指数が、公債費負担比率で財政にどの程度弾力性があるかが判断できます。

公債費負担比率は次の式で算出されます。

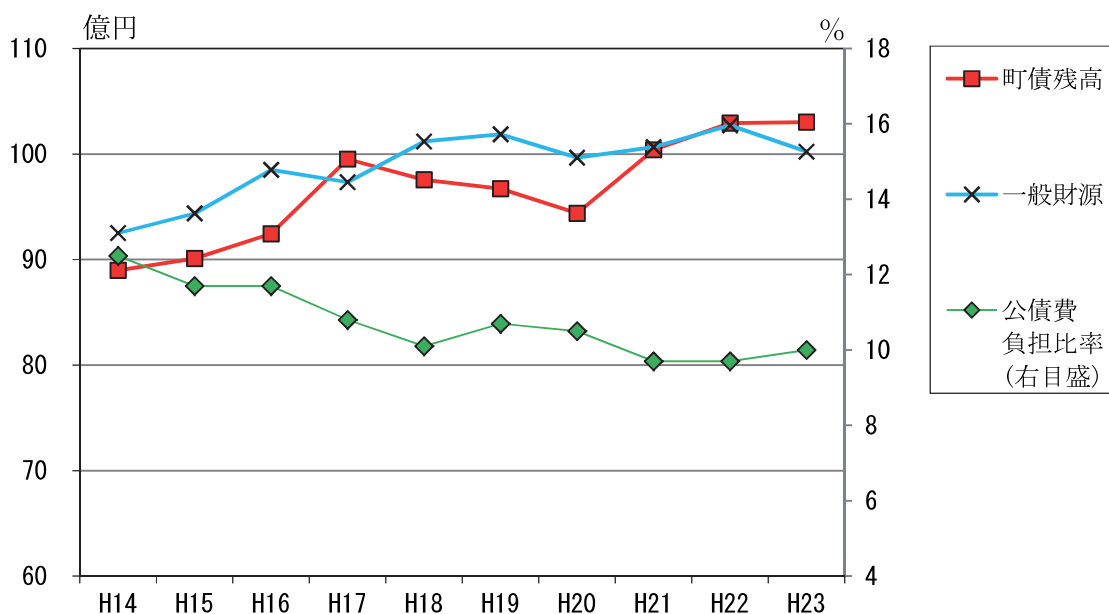
$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費に充てられた一般財源}}{\text{一般財源の総額}}$$

財源には、用途が決められた「特定財源」と自由に使える「一般財源」があります。原則として公債費は「一般財源」から支出されますから、公債費が増加するとは自由に使える「一般財源」が減少しますから、一定限度以下に押さえる事が重要です。基準としては、

公債費負担比率 15%以上は警戒が必要。

20%以上は危険

とされています。



町債残高が増減した場合でも、公債費負担比率への影響は2～3年遅れて表れます。その理由は町債で借り入れた場合は、元本の返済が2～3年間は据え置かれ、この間は利息の返済だけになるからです。

2. 財政健全化判断比率

- ①平成18年に夕張市が財政破綻しました。破綻の原因は色々とありましたが、破綻に至るまで行政側が財政操作により財政が危機的状況であることを隠し、議会も財政の問題を把握できずに最終的に破綻に至りました。
- 破綻に至るまで財政の状況が表面化しなかったことを重視した総務省は、平成19年の6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を制定し、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐために、地方自治体の財政が把握できるようにしました。
- ②「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、従来からの「実質赤字比率」と「実質公債費比率」の2つの指標に加え、「連結実質赤字比率」と「将来負担比率」の2つの指標を加えて「財政の健全化比率」とし、議会への報告と公表を義務づけました。
- ③「財政の健全化比率」にはそれぞれ「早期健全化基準」更に「財政再生基準」が設けられ、基準を超えた場合には「財政健全化計画」の策定や、国の監督下での財政再建を強いられることとなります。
- ④公営企業では財政状況を判断する「資金不足比率」を加え、「資金不足比率」では「経営健全化基準」を設け、これを超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。
- ⑤三芳町では、もちろんこれらの基準を超えたことはありませんが、これらの基準は財政破綻の恐れがあるかを判断するものですから、基準内であれば財政に問題がないとは言い切れません。

平成23年度の「財政の健全化比率」を見てみましょう。

(1) 実質赤字比率

町の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。従って黒字であれば数値の表示がありません。

指標名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
実質赤字比率	—	13.79%	20%

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字・黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を示す比率。

指標名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
連結実質赤字比率	—	18.79%	35%

(※「実質赤字比率」「連結赤字比率」ともに決算比率は黒字のため、「—(該当なし)」の表示をしています。)

(3) 実質公債費比率

町の公債費の大きさを指標化し、財政負担を見るための比率です。

実際は公債費の標準財政規模に対する割合になります。

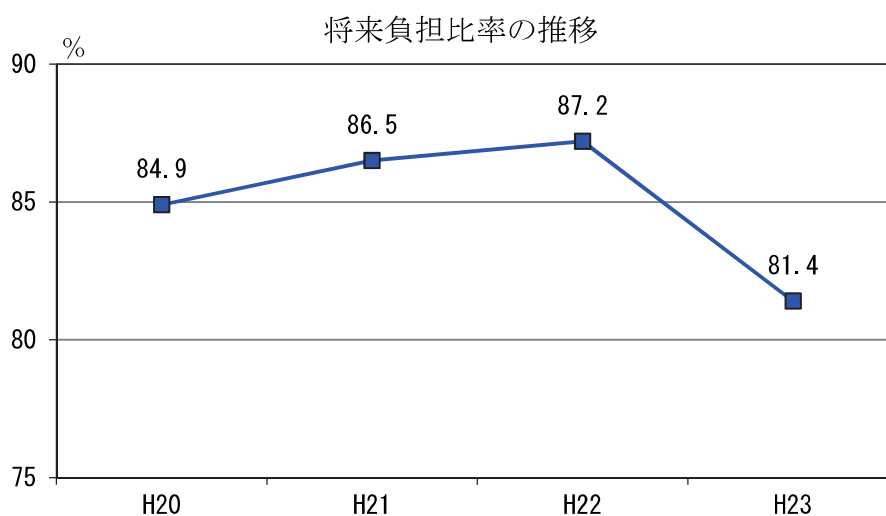
指標名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
実質公債費比率	7.70%	25.00%	35%

(4) 将来負担比率

町の借入金や将来に一般会計から支払が見込まれる負債分を指標化し、将来の負担を示すものです。実際は将来負担すべき実質的な負債（指標の分子になります）の標準財政規模（指標の分母になります）に対する割合です。

指標名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
将来負担比率	81.40%	350%	—

(※「将来負担比率」には「財政再生基準」は定められていません。)



将来負担比率で将来に負担しなければならない金額には、町債の残高の他、債務負担行為に基づく支出予定額（土地開発公社への債務負担行為等）、特別会計等の町債で元金の返済に必要な一般会計等の繰入見込額、退職手当の支給予定額などが含まれています。指標の分子にあたる、将来負担金額が増加するか、指標の分母にあたる、標準財政規模が減少すると指標の数値が上がります。

平成23年度に将来負担比率が減少したのは、主に職員の減少により退職手当の支給予定額が減少したことが要因です。

(5) 資金不足比率

公営企業毎に資金不足額の事業規模に対する比率を示し、経営状況を把握するものです。

会計名	決算比率	経営健全化基準 (国の基準)
水道事業会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	

(※ 決算比率は、資金不足が無かったため、「—」該当なしの表示をしています。)



3. 財務書類4表

国から示された新公会計制度に基づく「総務省方式改訂モデル」によるこれらの財務諸表は、民間企業の発生主義等の企業会計手法を取り入れ行政サービスを行う上でのコストや資産状況、財務状況等を把握・分析し効率的な行財政運営を行うことを目的として作成されるものです。

ここでは三芳町財務課で作成した、「財務書類4表」を掲載します。

(1) 財務書類4表の概要について

公表する財務書類4表とは、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4つです。

①貸借対照表

年度末時点で町及び関係団体が保有する資産（土地、建物、現金等）の状況とその財源の内訳を表した表です。

貸借対照表は借方（資産の内訳）と貸方（財源の内訳）に分けられていて借方の合計額と貸方の合計額は一致します。

借 方	貸 方
(資産の部)	(負債の部)
公共資産	固定負債
投資等	流動負債
流動資産	(純資産の部)
	純資産

②行政コスト計算書

一年間に町及び関係団体で行った、資産形成に結びつかない行政活動にかかる費用（経常行政コスト）とその行政活動に対して得られた収入（経常収益）を対比させた書類です。

費用（経常行政コスト）と収入（経常収益）をともに、目的別、性質別に表しています。

目的別とは、教育・福祉・総務等に費用をその用途ごとに分類したものです。

性質別とは、費用においては人件費・物件費等に、収入においては使用料・負担金等に費用や収入をその性質ごとに分類したものです。

③純資産変動計算書

上記の「貸借対照表」に計上されている純資産の内訳とそれが一年間にどのように増減したかを表した書類です。

④資金収支計算書

上記の「貸借対照表」に計上されている流動資産のうちの資金（歳計現金）が一年間に、どのように増減したかを表した書類です。

その資金（歳計現金）を「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けそれぞれの収支を表しています。

⑤財務書類4表の相互の関係は下の図のとおりです。



(2) 財務書類作成上の前提条件等

①作成方式

総務省方式改訂モデルで作成しています。

②連結対象団体等について

「普通会計」「町全体」「連結」ごとに財務書類4表を作成しています。

7. 普通会計：毎年度総務省が調査を行っている「地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）」の統計区分に基づき一般会計に公営事業会計以外の特別会計を加えたもので、当町の場合は一般会計のみとなります。

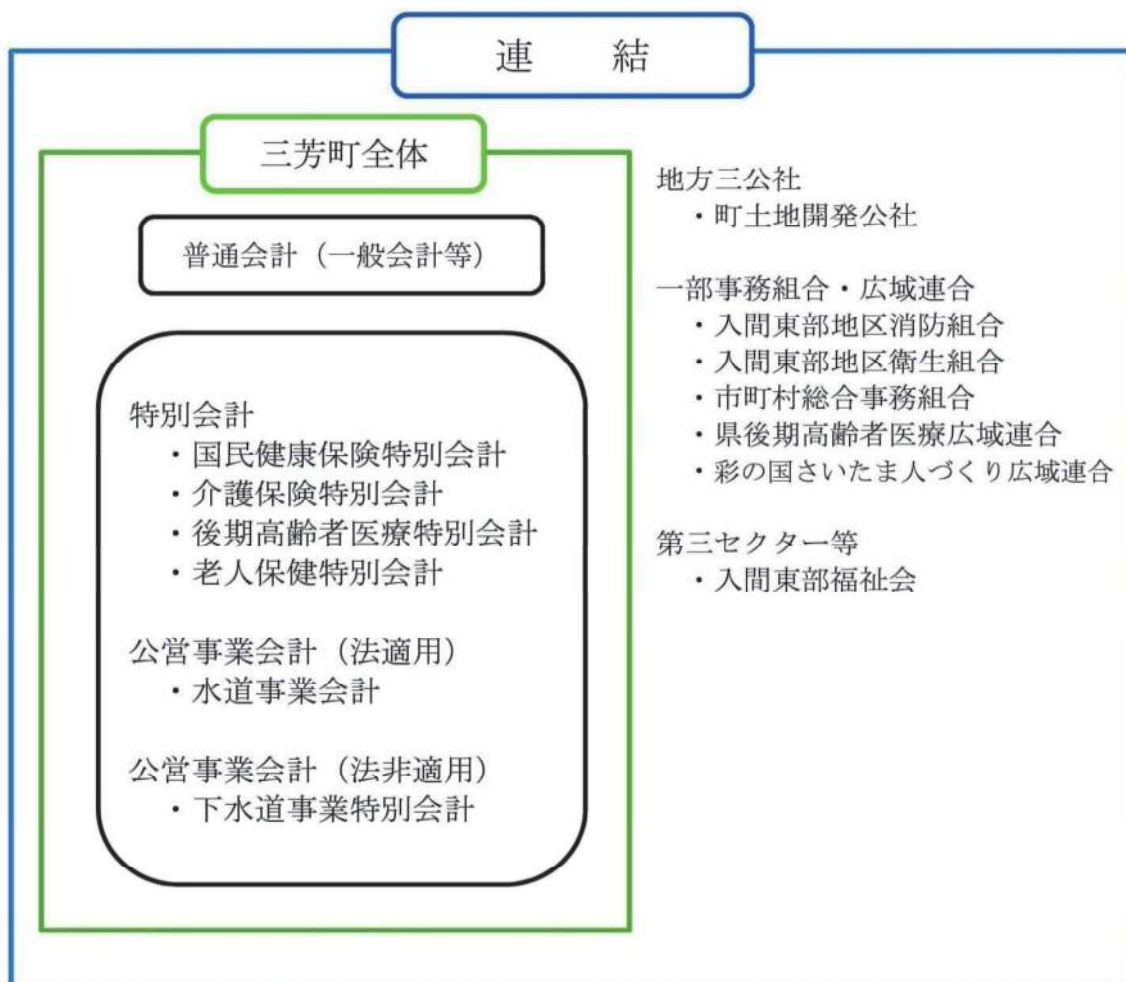
イ. 町全体： 普通会計に特別会計、企業会計を加えた町全体会計を合計したものです。

ウ. 連結： 町全体に町の関係団体を加えたものです。

新公会計制度においては町の普通会計だけでなく地方公共団体を構成する公営事業会計や、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなします。

その全体の財政活動、財務状況を表すために作成する財務書類が連結財務書類です。また、連結財務書類の作成における他会計、関係団体間での内部取引は相殺処理等を行い調整し、関係団体等についてはその団体への負担金や出資金の比率に応じて計上しています。

連結対象範囲は下の図のとおりです。



③対象年度及び作成の基準日

対象年度は、平成23年度で平成24年3月31日（平成22年度末）を作成基準日とし、出納整出納整理期間（4月1日～5月31日）における出納は、基準日までに終了したものとして処理しています。

④基礎数値

昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値として用いています。

売却可能資産については、固定資産税評価額を用いています。

⑤有形固定資産について

有形固定資産の減価償却費は、費目別の主な使用別に設定した耐用年数に基づき、残存価格を0とする定額法により計算しています。

なお、土地については、減価償却を行っていません。

区分	耐用年数	区分	耐用年数
1 総務費		7 土木費	
(1) 庁舎等	50	(1) 道路	48
(2) その他	25	(2) 橋りょう	60
2 民生費		(3) 河川	49
(1) 保育所	30	(4) 砂防	50
(2) その他	25	(5) 海岸保全	50
3 衛生費	25	(6) 港湾	50
4 労働費	25	(7) 都市計画	
5 農林水産費		ア 街路	48
(1) 造林	25	イ 都市下水路	20
(2) 林道	48	ウ 区画整理	40
(3) 治山	30	エ 公園	40
(4) 砂防	50	オ その他	25
(5) 漁港	50	(8) 住宅	40
(6) 農業農村整備	20	(9) 空港	25
(7) 海岸保全	30	(10) その他	25
(8) その他	25	8 消防費	
6 商工費	25	(1) 庁舎	50
		(2) その他	10
		9 教育費	50
		10 その他	25

※ その他作成条件等は、「総務省方式改訂モデル」に準じています。

詳しくは下記の総務省のサイトをご覧ください。

「総務省（地方公会計の整備）」 <http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/index.html>

(3) 財務書類4表概要版

①普通会計

貸借対照表(普通会計)

(千円)

借 方		貸 方	
(資産の部)		(負債の部)	
公共資産 町及び連絡対象団体が保有する土地建物等です。 公民館、学校、道路、公園等が含まれます。	49,635,199	固定負債 翌々年度以降に返済予定の地方債残額や年度末時点の町及び連絡対象団体の未払金また年度末全職員が退職すると想定した際に発生する退職金等が含まれます。	12,824,430
投資等 町及び連絡対象団体が保有する債権や関係団体への資金また特定の目的のある基金等が含まれます。	2,110,540	流動負債 翌年度に返済予定の地方債や翌年度職員に支払う賞与等が含まれます。	1,158,705
流動資産 町及び連絡対象団体の保有する現金預金と未収金等が含まれます。	1,444,933	負債合計	13,983,135
流動資産の内 (654,693)		(純資産の部)	
歳計現金		純資産 資産合計から負債合計を除いた町及び連絡対象団体の純資産額です。	39,207,537
資産合計	53,190,672	純資産合計	39,207,537
		負債・純資産合計	53,190,672

行政コスト計算書(普通会計)

(千円)

経常行政コスト	
1. 人に係るコスト 人件費、退職手当引当金繰入等の費用です。	2,502,906
2. 物に係るコスト 物件費、維持補修費、減価償却費等の費用です。	2,997,905
3. 移転支出的なコスト 社会保障給付、補助金等の費用です。	4,649,480
4. その他コスト 支払利息等の費用です。	1,347
経常行政コスト 1-4の合計 (a)	10,151,638

経常収益	
1. 使用料・手数料	179,859
2. 分担金・負担金・寄附金	40,435
経常収益 1-2の合計 (b)	220,294

純経常行政コスト (a) - (b)	9,931,344
--------------------	-----------

純資産変動計算書〈普通会計〉

(千円)

期首純資産残高 (a) 前年度末の純資産額です	39,071,969
純経常行政コスト (b) 行政コスト計算書により算定される数値です。	9,931,344
財源調達 (一般財源、補助金等) (c) 町税、国県補助金等です。	10,063,164
臨時損益 (d) 災害復旧事業、公共資産除売却損益等です。	2,601
資産評価替・無償受入等 (e) 資産の再評価による増減や無償受入れによる資産の増額分等 が計上されます。	0
その他 (f)	1,147
期末 純資産残高 (a) - (b) + (c) + (d) + (e) + (f)	39,207,537

資金収支計算書〈普通会計〉

(千円)

1. 経常的収支額 経常的な行政活動の収支で、その他の収支に含まれないもので す。	2,047,527
2. 公共資産整備収支額 公共資産の整備にかかる収支です。	△ 451,607
3. 投資・財務的収支 地方債の冗利償還、発行額の収支等です。	△ 1,555,672
当年度歳計現金増減額 1～3の合計 (a)	40,248
期首歳計現金残高 (b) 前年度末時点の歳計現金残高です。	614,445
期末歳計現金残高 (a) + (b)	654,693

②町全体

貸借対照表 (町全体)

(千円)

借 方		貸 方	
(資産の部)		(負債の部)	
公共資産 町及び連絡対象団体が保有する土地 建物等です。 庁舎、公民館、学校、道路、公園等が 含まれます。	60,878,995	固定負債 翌々年度以降に返済予定の地方債残 高や年度末時点の町及び連結対象団体 の未払金また年度末が全職員退職する と想定した際に発生する退職金等が含 まれます。	18,030,734
投資等 町及び連絡対象団体が保有する債権 や関係団体への出資金また特定の目的 のある 基金等が含まれます。	2,563,585	流動負債 翌年度に返済予定の地方債や翌年度 職員に支払う賞与等が含まれます。	1,657,271
流動資産 町及び連絡対象団体の保有する現金 預金と未収金等が含まれます。	2,885,830	負債合計	19,688,005
流動資産の内 (2,790,027)		(純資産の部)	
歳計現金		純資産 資産合計から負債合計を除いた町及 び連結対象団体の純資産額です。	46,640,405
資産合計	66,328,410	純資産合計	46,640,405
		負債・純資産合計	66,328,410

行政コスト計算書(町全体)

(千円)

経常行政コスト	
1. 人に係るコスト 人件費、退職手当引当金繰入等の費用です。	2,775,269
2. 物に係るコスト 物件費、維持補修費、減価償却費等の費用です。	3,906,332
3. 移転支出的なコスト 社会保障給付、補助金等の費用です。	9,478,347
4. その他コスト 支払利息等の費用です。	294,351
経常行政コスト 1－4の合計 (a)	16,454,299

経常収益	
1. 使用料・手数料	179,859
2. 分担金・負担金・寄附金	2,346,496
3. 保険料	1,468,977
4. 事業収益	1,157,813
5. その他特定行政サービス	21,551
6. 他会計補助金等	△ 160,537
経常収益 1－2の合計 (b)	5,014,159

純経常行政コスト (a) - (b)	11,440,140
--------------------	------------

純資産変動計算書(町全体)

(千円)

期首純資産残高 (a) 前年度末の純資産額です。	46,248,105
純経常行政コスト (b) 行政コスト計算書により算定される数値です。	11,440,140
財源調達 (一般財源、補助金等) (c) 町税、国県補助金等です。	11,466,321
臨時損益 (d) 災害復旧事業、公共資産除売却損益等です。	2,601
出資の受入・新規設立 (e)	0
資産評価替・無償受入等 (f) 資産の再評価による増減や無償受入れによる資産の増額分等が計上されます。	0
その他 (g)	363,518
期末 純資産残高 (a) - (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g)	46,640,405

資金収支計算書(町全体)

(千円)

1. 経常的収支額 経常的な行政活動の収支で、その他の収支に含まれないものです。	2,060,328
2. 公共資産整備収支額 公共資産の整備にかかる収支です。	△ 648,009
3. 投資・財務的収支額 地方債の元利償透、発行額の収支等です。	△ 1,577,049
当年度歳計現金増減額 1－3の合計 (a)	△ 164,730
期首議計現金残高 (b) 前年度末時点の歳計現金残高です。	2,954,757
期末議計現金残高 (a) + (b)	2,790,027

③連結

貸借対照表 (連結)

(千円)

借 方		貸 方	
(資産の部)		(負債の部)	
公共資産 町及び連結対象団体が保有する土地 建物等です。 庁舎、公民館、学校、道路、公園等が 含まれます。	62,925,937	固定負債 翌々年度以降に返済予定の地方債残 額や年度末時点の町及び連結対象団体 の未払金また年度末全職員が退職する と想定した際に発生する退職金等が含 まれます。	19,276,825
資産等 町及び連結対象団体が保有する債権 や関係団体への出資金また特定の自的 のある基金等が含まれます。	2,617,560	流動負債 翌年度に返済予定の地方債や翌年度 職員に支払う賞与等が含まれます。	1,796,305
流動資産 町及び連絡対象団体の保有する現金 預金と未収金等が含まれます。	3,064,896	負債合計	21,073,130
流動資産の 内資金 (2,949,460)		(純資産の部)	
		純資産 資産合計から負債合計を除いた町及 び連結対象団体の純資産額です。	47,535,263
		純資産合計	47,535,263
資産会計	68,608,393	負債・純資産合計	68,608,393

行政コスト計算書(連結)

(千円)

経常行政コスト	
1. 人に係るコスト 人件費、退職手当引当金繰入等 の費用です。	3,296,109
2. 物に係るコスト 物件費、維持補修費、減価償却費 等の費用です。	4,096,695
3. 移転支出的なコスト 社会保障給付、福助金等の費用で す。	11,378,848
4. その他コスト 支払利息等の費用です。	687,419
経常行政コスト 1－4の合計 (a)	19,459,071

経常収益	
1. 使用料・手数料	207,415
2. 分担金・負担金・寄附金	3,891,930
3. 保険料	1,468,977
4. 事業収益	1,638,321
5. その他特定行政サービス収入	△ 3,870
6. 他会計補助金等	△ 118,935
経常収益 1－6の合計 (b)	7,083,838

純経常行政コスト (a)－(b)	12,375,233
------------------	------------

純資産変動計算書(連結) (千円)

期首純資産残高 (a) 前年度末の純資産額です。	47,083,140
純経常行政コスト (b) 行政コスト計算書により算定される数値 です。	12,375,233
財源調達(一般財源、補助金等) (c) 町税、国県補助金等です。	12,466,306
臨時損益 (d) 災害復旧事業、公共資産除売却損益等 です。	△ 8,642
出資の受入・新規設立 (e)	0
資産評価替・無償受入等 (f) 資産の再評価による増減や無償受入れ による資産の準額分等が計上されます。	△ 5,563
その他 (g)	375,255
期末 純資産残高 (a)-(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)	47,535,263

資金収支計算書 (千円)

1. 経常的収支額 経常的な行政活動の収支で、その他 の収支に含まれないものです。	1,966,118
2. 公共資産整備収支額 公共資産の整備にかかる収支です。	△ 298,168
3. 投資・財務的収支額 地方債の元利償還、発行額の収支等 です。	△ 1,827,208
当年度歳計現金増減額 1-3の合計 (a)	△ 159,258
期首歳計現金残高 (b) 前年度末時点の歳計現金残高です。	3,107,945
経費負担割合変更に伴う差額 (c)	773
期末歳計現金残高 (a) + (b) + (c)	2,949,460

(4) 財政分析の指標

財務書類4表の数値を活用した財政分析の指標です。

①社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合をみることにより、これまでの世代(過去により、これまでの世代(過去及び現世代)によって既に負担された割合を見ることができます。

また地方債に着目すれば、将来返済しなければならない、今後の世代によって負担する割合を見ることができます。

平均的な値としては、過去及び現世代負担比率は50%~90%の間、将来世代負担比率は15%~40%の間の比率となっていて当町は標準的な水準にあります。

社会資本形成の過去及び現世代負担比率 (%) = 79.0%

計算式「39,207,537千円(普通会計純資産合計) ÷ 49,635,199千円(普通会計公共資産合計) × 100」

社会資本形成の将来世代負担比率 (%) = 19.0%

計算式「9,427,437千円(普通会計地方債残高) ÷ 49,635,199千円(普通会計公共資産合計) × 100」

②歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入があてられたかある資産は何年分の歳入があてられたかを見ることができます。歳入額対資産比率は、社会資本整備の度合いを示していて、この比率が高いほど社会資本整備が進んでいると考えられます。

ただし、歳入規模に対して過度の社会資本整備を行っている場合は、今後の維持負担が必要となり将来の財政的な負担が大きくなることも考えられるので必ずしも比率が高いから良いとは言えません。

歳入額対資産比率の平均的な値は、3.0年分～7.0年分の間となっていて当町は標準的な水準にあります。

歳入額対資産比率 = 4.3年分

計算式「53,190,672千円(普通会計資産合計) ÷ 12,498,237千円(普通会計歳入総額)」

③資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいることとなります。

資産老朽化比率の平均的な値は、35%～50%の間の比率になっていて当町は標準的な水準にあります。

老朽化比率 = 45.7%

計算式「20,581,801千円(普通会計減価償却累計額) ÷ (49,473,017千円(普通会計有形固定資産合計) - 24,979,437千円(普通会計分土地) + 20,581,801千円(普通会計減価償却累計額)) × 100」

④受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。行政コスト計算書では目的別に受益者負担割合を算定することができます。

受益者負担比率の平均的な値は、2%～8%の間の比率になっていて当町は、それを少し下回る水準となっています。

受益者負担比率 (%) = 2.17%

計算式「220,294千円(普通会計経常収益) ÷ 10,151,638千円(普通会計経常行政コスト) × 100」

主な目的別の受益者負担率は下記のとおりです。

教育：0.16% 福祉：3.99% 環境衛生：2.57% 生活介護国土保全：0.24%

⑤純資産比率

企業会計の自己資本比率に相当し、総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。

この比率が高いほど、財政状況が健全であるといえます。

純資産比率の平均的な値は60%～70%の間の比率になっていて、当町はそれよりも少し高い水準となっています。

純資産比率 (%) = 73.7%

計算式「39,207,637千円(普通会計純資産合計) ÷ 53,190,672千円(普通会計資産合計) × 100」

⑥負債比率

負債比率は、総資産に対して負債総額がどのくらいの割合かを表します。

この比率が低いほど、財政状況が健全であるといえ、高くなると借金返済の負担が大きくなります。

100%を超えると債務超過になり、財政状況の悪化を意味します。

60%程度が標準といわれていて、当町の水準はそれを下回っています。

負債比率 (%) = 26.3%

計算式「13,983,135千円(普通会計負債合計) ÷ 53,190,672千円(普通会計資産合計) × 100」

※ 参考文献

新地方公会計制度の徹底解説～「総務省方式改訂モデル」作成・活用のポイント～

2008年2月25日 初版発行

監修：森田 裕司 編著：監査法人トーマツ パブリックセクターグループ

発行所：株式会社 ぎょうせい